



⑤ 財産の差押え

徴税吏員（町職員）には、滞納者の財産などの調査や、差押えを裁判所の令状を要さず行う権限が与えられています。町税を滞納したままであれば、財産の差押えを行い、滞納している税金に充てる手続きを進めて行きます。

⑥ 換価・充当

差し押さえた財産を実際に滞納している税金に充てます。

早めにご相談下さい・・・



早めの相談が大切です

災害、病気、失業や事業の経営不振など、やむを得ない理由で一時的に町税などを納期限までに納付することが困難な人については、納期限内に税務課へ連絡して下さい。収支の状況、生活状況などを確認した上で、納税相談に応じます。面倒臭いと後回しにしていると、滞納額が増え、差押えを受けることにより、滞納者は経済的な不利益を被るだけでなく、社会的信用も失うこととなります。そうならないためにも、早めの納税相談をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税などを納期限までに全額納めることが困難となった方は、徴収の猶予などの緩和措置を受けられる場合がありますので、ご相談下さい。

※お問い合わせ先

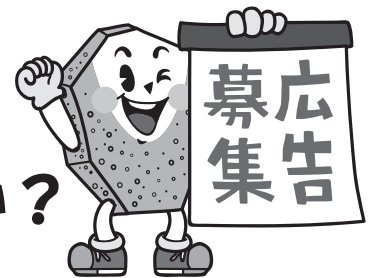
役場税務課 TEL：7-5292

～令和3年度 町税などの納期限（令和3年9月以降）～

区分	町道民税	固定資産税	国民健康保険税
第3期分	令和3年11月1日	令和3年9月30日	—
第4期分	令和3年12月28日	令和3年11月30日	令和3年9月30日
第5期分	—	—	令和3年11月1日
第6期分	—	—	令和3年11月30日
第7期分	—	—	令和3年12月28日
第8期分	—	—	令和4年1月31日
第9期分	—	—	令和4年2月28日
第10期分	—	—	令和4年3月31日



町広報誌に広告を掲載してみませんか？



※申し込み・お問い合わせ先 役場企画振興課 (TEL：7-5297)